

# 労働者死傷病報告の提出先と記入例 (様式第23号第97条関係)

- 1 提出事由 : 労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき。  
※通勤中、特別加入者、海外派遣労働者の災害は対象となりません。
- 2 提出期日 : 災害発生後遅滞なく。
- 3 提出部数 : 1部 ※副本(写)の添付は任意です。個人情報等の適正な取り扱いの観点から、郵送等での個人情報等のやりとりは必要最小限とすることが望ましく、万が一誤送付等のミスが発生した場合、関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけすることになることから、受領印が押印された副本(写)が不要な場合は、その送付はお控えください。なお、受付印が押印された副本(写)の返送を希望される場合は、引き続き、これらの返信サービスは行いますので、副本(写)及び必要額の切手を貼り住所を記載した返信用封筒を同封して下さい。
- 4 提出代行 : 社会保険労務士による提出代行の場合は、社労士法に基づく氏名を記載して押印して下さい。また、押印することに代えて、署名することができます。
- 5 注意事項 : 派遣労働者が派遣先の事業場で被災した場合は、派遣先事業場と派遣元事業場を管轄先とするそれぞれの労働基準監督署長に報告が必要です。

## 6 記入箇所早見表

	製造業(派遣先を含む)等、右欄以外の業種	建設業(工事現場の場合)	派遣業(派遣元)
① 提出先	被災労働者の所属事業場を管轄する監督署 派遣労働者の場合は派遣先事業場を管轄する監督署	原則工事現場の所在地を管轄する監督署	被災労働者の所属事業場を管轄する監督署
② 労働保険番号	被災労働者の所属事業場の労働保険番号 派遣労働者の場合は派遣先事業場の労働保険番号	元方(元請)事業者の労働保険番号	被災労働者の所属事業場の労働保険番号
③ 事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称 派遣労働者の場合は派遣先事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称
④ 工事名		元方(元請)事業者の工事名	
⑤ 事業場の所在地	被災労働者の所属事業場の所在地 派遣労働者の場合は派遣先事業場の所在地	工事現場の所在地または被災労働者の所属事業場の所在地	被災労働者の所属事業場の所在地
⑥ 派遣先の郵便番号	被災労働者の派遣先事業場の郵便番号		被災労働者の派遣先事業場の郵便番号
⑦ 提出事業場の名称	被災労働者の派遣先事業場の名称		被災労働者の派遣先事業場の名称
⑧ 提出の区分	被災労働者が派遣労働者の場合は「派遣先」欄に○を記入		被災労働者が派遣労働者の場合は「派遣元」欄に○を記入
⑨ 労働者数	被災労働者の所属事業場の労働者数 派遣労働者の場合は派遣先事業場の労働者数	被災労働者の所属事業場の入場していた労働者数	被災労働者の所属事業場の労働者数
⑩ 構内下請事業の場合又は、建設業の場合の事業場の名称	親事業場の名称	元方(元請)事業者の名称	
⑪ 被災地の場所	所在地、名称等詳しく記入	現場の所在地を具体的に記入	所在地、名称等詳しく記入
⑫ 事業者職氏名	被災労働者の所属事業場の事業者職氏名 派遣労働者の場合は派遣先事業場の事業者職氏名	被災労働者の所属事業場の事業者職氏名	被災労働者の所属事業場の事業者職氏名

・被災労働者の所属する工場、支店、営業所等の事業場の名称を省略せずに記入して下さい。書ききれない場合は下欄に続けて記入して下さい。

・被災労働者の所属する事業場の住所を記入して下さい。

・被災労働者の所属する事業場、または、工事現場の所在地の郵便番号を記入して下さい。

・被災労働者の氏名を記入して下さい。

・休業見込期間を必ず記入して下さい。  
・死亡の場合は、死亡欄に○を記入して下さい。

・災害発生状況及び原因は、記載要領に留意し、詳細に記入して下さい。

・在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を転記してください。※詳細はパンフレットを参照してください。

・在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

・報告書作成者職氏名を記入して下さい。  
・社会保険労務士による提出代行の場合は、必ず社労士法に基づく氏名を記載して押印して下さい。または、押印することに代えて、署名することができます。

式番23号(第97全開保)(表編)

② 28100345678

③ ヒメジロウドウカブシキガイシヤ

④ 姫路労働株式会社

⑤ 労働庁舎建設工事

⑥ 兵庫県姫路市北条 1-83

⑦ 電話 079(224)1481

⑧ 兵庫・労働局共同企業体

⑨ 670-0947

⑩ 7:平成 7300515 1044

⑪ 鉄筋工(技能実習生)

⑫ 兵庫県姫路市北条 1-83

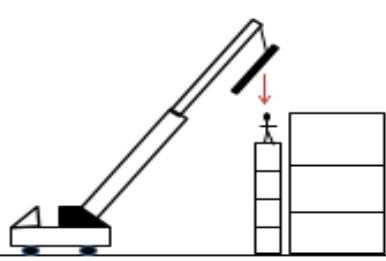
⑬ 陥没骨折 側頭部

平成28年5月15日 午前10時44分

災害発生状況及び原因

鉄筋5階建ての庁舎建設工事現場  
トラッククレーンで鉄筋(100本、500キログラムを結束したもの)をつり上げ3階へ搬入中、つり荷が斜めになり、足場上で搬入作業を行っていた被害者の側頭部を直撃した。

略図(発生時の状況を図示すること。)



国籍・地域 (ベトナム) 在留資格 (技能実習1号イ)

作成 社会保険労務士(兵庫県社会労務士会) 姫路労働社会保険労務士法人 TEL.079-224-1481 代表代行 安全太郎

30年 5月 16日

事業者職氏名 姫路労働株式会社 代表取締役社長 兵庫太郎

代表者印

・濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」、「ド」等と記入して下さい。

・建設工事に関する労働災害の時は、工事名を記入して下さい。

・被災労働者の所属する事業場が構内下請事業場の場合は、親事業場の名称、建設業の場合は、元方(元請)事業場の名称を記入して下さい。

・被災労働者が派遣先事業場で被災した場合は派遣先欄に○、派遣元事業場で被災した場合は派遣元欄に○を記入して下さい。

・被災労働者の職種における通算経験年数を記入して下さい。(1月未満はゼロ(0)と記入して下さい。)

・被災労働者の職種を記入して下さい。  
・被災労働者が外国人等の場合は職種と国名(技能実習生の場合は技能実習生を併記)を記入して下さい。

・略図は詳細に記入して下さい。  
・図面、写真等を別添で添付しても、略図を省略しないで下さい。  
・図面、写真の貼付は、読取装置による読み取りが出来ないことがありますので貼り付けしないで下さい。

・事業者職氏名は、代表者の職名、氏名を記入し押印して下さい。また、押印することに代えて、署名することができます。

労働者が外国人の場合には、

**「国籍・地域」と「在留資格」**の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

### 国籍・地域



国籍・地域 **米国**  
NATIONALITY/REGION

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

### 在留資格



在留資格 **特定活動**  
Status: Designated activities

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

### ★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書（右参照）で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

#### 特定活動の活動タイプ

- ・ 特定活動（ワーキングホリデー）
- ・ 特定活動（EPA）
- ・ 特定活動（高度学術研究活動）
- ・ 特定活動（高度専門・技術活動）
- ・ 特定活動（高度経営・管理活動）
- ・ 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- ・ 特定活動（建設分野）

- ・ 特定活動（造船分野）
- ・ 特定活動（外国人調理師）
- ・ 特定活動（ハラル牛肉生産）
- ・ 特定活動（製造分野）
- ・ 特定活動（就職活動）
- ・ 特定活動（その他）



### ★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。（例）技能実習1号イ など